

**注意喚起**

「民間訴訟告知センター」等からの架空請求ハガキは無視してください！

『「民間訴訟告知センター」「民事訴訟管理センター」などと名乗る機関から架空請求のハガキが届いた』という相談が増えています。被害の未然防止のため、注意喚起します。

- 「民間訴訟告知センター」「民事訴訟管理センター」( )などと名乗る機関から届いた「架空請求のハガキ」(別添コピー)に関する相談が増えています。  
(平成 29 年度は 691 件、平成 30 年 4 月以降も約 200 件)
- 過去の債務不履行に関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産、不動産を差し押さえる」などと脅して不安にさせたうえで、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。  
( )「法務省管轄支局」と記載のあるものも多くあります。  
他に、「民間訴訟告知管理センター」「消費者訴訟告知センター」「国民訴訟通達センター」「民事訴訟告知センター」などを名乗るものもあります。

【相談の主な内容】

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。内容は、「貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。……ご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます…」との脅迫的な文面だ。取り下げ最終期日は明日になっている。全く心当たりがない。どう対処したらよいか。 【55 歳 女性】

【対処法】

- 「民間訴訟告知センター」などと名乗る機関からハガキが届いても、架空請求なので 決して相手に連絡せず、無視してください。
- 不安を感じたり、対処に困ったりした場合には、すぐに最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センター、警察に相談しましょう。

<相談窓口>

- ・富山県消費生活センター (富山) (076)432-9233 (高岡支所) (0766)25-2777
- ・消費者ホットライン(局番なし) 188 最寄の消費生活相談窓口につながります
- ・富山県警察本部 相談 110 番 (076)442-0110 (短縮ダイヤル#9110)
- ・富山県消費者協会 (076)432-5690 土日 9 時 ~ 16 時

図 送付されているハガキ見本

## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）315 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

**※取り下げ最終期日 平成30年5月16日**

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関2丁目●番●号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-●●●●-●●●●

受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）